

## EU: 中国製自転車のアンチダンピング措置の再審査を開始

欧州委員会(EU委員会)は、中国を原産として輸入される自転車へのアンチダンピング(AD)税48.5%が2018年6月6日に自動失効することを2017年9月5日付EU官報(No. C294)にて公告したが、利害関係者である欧州製造業者は失効3か月前までに再審査の請求ができるため、その当事者である欧州自転車製造組合(EBMA)の動向が注目されてきた。

その後、EBMAは中国製自転車へのAD措置延長を求め、2018年3月5日、EU委員会に再審査の請求をした。同委員会はEBMAより提出された証拠資料等をもとにダンピング被害の現状、今後の状況等を判断し、AD措置失効時の再審査を開始する公告「2018/C 189/05」を、失効日間近の2018年6月4日のEU官報(No. C189)に掲載した。

今回、調査対象製品となる自転車は、CNコード8712 00 30及び同コード8712 00 70であり、調査対象期間は2017年4月1日から2018年3月31日までとしている。EU委員会は本公告後、質問状を関係当事者に発送し調査開始となる。同委員会は回答受領後、必要に応じて立会調査やヒアリング等を実施するが、調査実施期間は本公告より15か月間以内とされている。

中国製自転車へのAD措置は、1993年に30.6%のAD税賦課から始まり、2005年に同税は48.5%となり、その後は延長を繰り返し、現在まで25年余りもAD措置が続いている。また、中国製自転車へのAD措置回避ための迂回行為が認定された第三国については、2013年5月よりインドネシア、マレーシア、スリランカ及びチュニジア、2015年5月にはカンボジア、パキスタン及びフィリピンの各国からの輸入(一部の免除対象企業は除く)についても、迂回防止のため同AD措置が適用中である。

なお、EU委員会は中国製の電動自転車に関して、2017年10月よりAD措置について調査を開始し、更に2017年12月に補助金・相殺(CVD)措置の調査も始めている。現在、電動自転車ブームに沸く欧州自転車業界では、中国製電動自転車のAD及びCVD両措置の調査結果が注視されている。それに加えて中国製自転車へのAD措置が再び延長されるのか、この再審査の結果も今後の欧州の自転車市場動向を見る上で大変注目される。

以上

出所：2018年6月4日付EU官報(No. C189)